

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （種別割の税率の特例）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。））、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において同じ。）並びに自家用の乗用車（特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。第4項において同じ。））、一般乗合用バス等（第109条第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）</p>	<p>附 則 （種別割の税率の特例）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項及び次条において同じ。））、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項及び次条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において同じ。）並びに自家用の乗用車（特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。））、一般乗合用バス等（第109条第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通</p>

の通園の用に供するバスをいう。附則別表第1及び別表第2において同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、同表の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に定める税率とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに最初の第95条第3項第2号に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(1)の欄に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの(第5項において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び第5項において「平成21年

園の用に供するバスをいう。附則別表第1及び別表第2において同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、同表の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に定める税率とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項及び第3項において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項及び第3項において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに最初の第95条第3項第2号に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項及び第3項において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準(第5項及び第6項において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基

準（第5項及び第6項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。

）に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率（2）の欄に定める税率とする。

（1） ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの

（2） 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等（自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下同じ。）に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の

自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(1)の欄に定める税率とする。

5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車等を除く。)に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(1)の欄に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第5項第2号の総務省令で定めるもの

(3) [略]

(4) ガソリン自動車(営業用の乗用車(特種用途車を含む。以下この項及び次項において同じ。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(1)の欄に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの

(3) [略]

(4) ガソリン自動車(営業用の乗用車(特種用途車を含む。以下この項及び次項において同じ。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(同項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ

度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第6号の総務省令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割の税率については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を

(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（同項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（同項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第2項第6号の総務省令で定めるもの

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割の税率については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を

受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(2)の欄に定める税率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第1号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第3号の総務省令で定めるもの

第21条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）（表4の項の改正部分に限る。）による改正前の岩手県県税条例（以下

受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(2)の欄に定める税率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるもの

第21条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等（自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下同じ。）であって岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）（表4の項

この項及び次条において「平成28年改正前の岩手県県税条例」という。) 第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(1)の欄に定める税率とする。

の改正部分に限る。)による改正前の岩手県県税条例(以下この項及び次条において「平成28年改正前の岩手県県税条例」という。)第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(1)の欄に定める税率とする。

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則別表第1を次のように改める。

附則別表第1(附則第20条関係)

自動車の区分		税率(年額)				
		重課税率		軽課税率(1)		軽課税率(2)
		営業用	自家用	営業用	自家用	営業用
乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,600	円	円 2,000	円 6,500	円 4,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700		2,500	8,000	4,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900		2,500	9,000	5,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800		3,500	11,000	7,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000		4,000	12,500	8,000

		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500		4,500	14,500	9,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500		5,500	16,500	10,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100		6,000	19,000	12,000
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200		7,000	22,000	14,000
		総排気量が6リットルを超えるもの	46,800		10,500	27,500	20,500
		電気を動力源とするもの			2,000	6,500	4,000
トラック（三輪の小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）		最大積載量が1トン以下のもの	7,100	8,800	2,000	2,000	
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900	12,600	2,500	3,000	
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200	17,600	3,000	4,000	
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500	22,500	4,000	5,500	
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300	28,000	5,000	6,500	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200	33,000	5,500	7,500	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000	38,500	6,500	9,000	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400	44,500	7,500	10,500	
	最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額		
バス	一般乗合用バス等	乗車定員が30人以下のもの			3,000		
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの			4,000		
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの			4,500		
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの			5,000		
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの			6,000		

		乗車定員が70人を超え80人以下のもの			6,500		
		乗車定員が80人を超えるもの			7,500		
	その他	乗車定員が30人以下のもの	29,100	36,300	7,000	8,500	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200	45,100	8,000	10,500	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800	53,900	9,500	12,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400	62,700	11,000	14,500	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500	72,000	13,000	16,500	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700	81,400	14,500	18,500	
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400	91,300	16,000	21,000	
三輪の小型自動車			5,100	6,900	1,500	1,500	2,500
けん引自動車	小型自動車であるもの		8,200	11,200	2,000	3,000	
	普通自動車であるもの		16,600	22,600	4,000	5,500	
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	6,900		1,500	5,000	3,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,800		2,000	6,500	3,500
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,700		2,000	7,500	4,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	12,600		3,000	9,000	5,500
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	14,300		3,500	10,000	6,500
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	16,400		4,000	11,500	7,500
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	18,800		4,500	13,500	8,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	21,600		5,000	15,500	9,500
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	24,900		5,500	17,500	11,000
		総排気量が6リットルを超えるもの	37,300		8,500	22,000	16,500
			電気を動力源とするもの			1,500	5,000
トラックに属するもの			トラックの款に定める区分に応じた税率				
バスに属するもの			バスの款に定める区分に応じた税率				
三輪の小型自動車に属するもの			三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率				

けん引自動車に属するもの		けん引自動車の款に定める区分に応じた税率			
霊きゆう車	乗車定員が3人以下のもの	7,400		2,000	
	乗車定員が3人を超え10人以下のもの	11,700		2,500	
	乗車定員が10人を超えるもの	13,200		3,000	
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの			5,000	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの			6,500	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの			7,500	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの			9,000	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの			10,000	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの			11,500	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの			13,500	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			15,500	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの			17,500	
	総排気量が6リットルを超えるもの			22,000	
	電気を動力源とするもの			5,000	
その他	車両重量が5トン以下のもの	9,900	12,600	2,500	3,000
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	20,300	28,000	5,000	6,500
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	32,400	44,500	7,500	10,500
	車両重量が15トンを超えるもの	47,900	65,300	11,000	15,000

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、この表の重課税率の欄の税率の適用がある自動車にあっては次の表の重課税率の欄に掲げる年額を、この表の軽課税率(1)の欄の税率の適用がある自動車にあっては次の表の軽課税率(1)の欄に掲げる年額をそれぞれ加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）			
	重課税率		軽課税率(1)	
	営業用	自家用	営業用	自家用

総排気量が1リットル以下のもの	円 4,100	円 5,700	円 1,000	円 1,300
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200	6,900	1,200	1,600
総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900	8,800	1,600	2,000
電気を動力源とするもの			1,000	1,300

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第20条の規定は、令和5年度以後の年度分の種別割について適用し、令和4年度分までの種別割については、なお従前の例による。